

公 表 第 2 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成24年2月27日

久留米市監査委員	島 原 修 一
久留米市監査委員	大 脇 久 和
久留米市監査委員	田 中 多 門
久留米市監査委員	青 柳 雅 博

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象及び期間

対象部局等	課等内訳	期間
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	平成23年12月19日 ～平成24年1月31日

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成23年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

事務監査

校区コミュニティ組織に対する補助金について、校区の人口や世帯数により補助額が設定されているものがあるが、全市域に校区コミュニティ組織が設立されたことによって、校区間の人口や世帯数の規模の格差が大幅に拡大することとなった。事業経費や事務量などが、必ずしも人口や世帯数と連動するとは限らないことを踏まえつつも、住民間の公平性や、事業の効果性・効率性を考慮し、より地域の実情に応じた合理的な制度となるよう、制度内容について検証・分析し、改善に努められたい。

財務監査

〔報償費支出事務〕

講師に対する謝礼について、定められたものと異なる金額の図書券が渡されているものがある。
《是正済》

〔旅費支給事務〕

出張における行程の一部について、旅費の支給が漏れているものがある。《追給済》

〔臨時職員等賃金支給事務〕

臨時的任用職員の賃金について、遅刻の時間数を誤って算定したことにより、支給額を誤っているものがある。《追給済》

〔物品管理事務〕

物品貸付簿が整備されていないものがある。